

広島市立広島市民病院 医療関連感染対策指針

第1 目的

この指針は、医療関連感染の予防・再発防止対策及び集団感染事例発生時の適切な対応など広島市立広島市民病院（以下「当院」という。）における医療関連感染対策体制を確立し、適切かつ安全で質の高い医療サービスの提供を図ることを目的とする。

第2 医療関連感染対策に関する基本的な考え方

医療関連感染の防止に留意し、感染等発生の際にはその原因の速やかな特定、制圧、終息を図ることは、医療提供施設にとって重要である。医療関連感染防止対策の必要性、重要性を全ての医療従事者が把握し、この指針に則った医療が患者の皆さまに提供できるよう取り組む。

第3 医療関連感染対策のための組織及び体制

1. 広島市民病院感染対策委員会

- (1) 当院における院内の微生物の感染を積極的に防止し、あわせて衛生管理の万全を期するため、広島市民病院感染対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- (2) 委員会の所掌事務等については、「広島市民病院感染対策委員会要綱」に定める。

2. 感染制御チーム

- (1) 病院内やその地域内における感染対策の教育・研修、感染対策相談・討議、対策実施の適正化、改善の介入・決定、実践及び評価、サーベイランスなどを行うため、感染制御チーム（Infection control team 以下「ICT」という。）を設置する。
- (2) ICT の所掌事務等については、「感染制御チーム要綱」に定める。

3. 抗菌薬適正使用支援チーム

- (1) 病院内の感染症治療における患者モニタリング・経時的評価、抗菌薬使用に関する教育・研修、相談等により、抗菌薬の適正使用に向けた支援・推進を行うため、抗菌薬適正使用支援チーム（Antimicrobial stewardship team 以下「AST」という。）を設置する。
- (2) AST の所掌事務等については、「抗菌薬適正使用支援チーム要綱」に定める。

第4 医療関連感染対策のための職員研修

1. 医療関連感染防止対策の基本的考え方及び具体的方策について職員に周知徹底を図ることを目的に実施する。
2. 職員研修は、感染制御に関する研修（全職員を対象）と抗菌薬適正使用に関する研修（医師・看護師・薬剤師・臨床検査技師を対象）を、それぞれ年2回程度開催するほか、必要に応じて随時開催する。
3. 研修開催結果は、記録・保存する。

第5 医療関連感染発生状況の報告

院内で発生した感染症の発生状況や原因に関するデータを継続的かつ組織的に収集して、的確な感染対策を実施できるように、各種サーベイランスを実施する。その結果は、感染対策に活かすとともに委員会、部長会を通じて全職員へ周知する。また、厚生労働省院内感染対策サーベイランス（JANIS）事業や一般社団法人日本環境感染学会がおこなっているサーベイランス（JHAIS）事業に参加し、自施設の現状を全国データと比較・評価する。

- ① 各種分離菌状況および耐性菌（MRSA・ESBL など）の分離状況の把握、各種分離菌の薬剤感受性率に関するサーベイランス

- ② 特定抗菌薬使用量に関するサーベイランス
- ③ 手術部位感染サーベイランス
- ④ 人工呼吸器関連肺炎サーベイランス
- ⑤ 中心静脈ライン関連感染サーベイランス

第6 集団感染発生時の対応

集団感染（アウトブレイク）が発生又は発生が疑われる場合は、速やかに ICT、委員会委員長、病院長へ報告するとともに、他部署、他部門へ情報提供し感染拡大防止に努める。ICT は、当該科、部門と協力して初期対応、原因菌の特定、感染拡大抑制に努める。情報提供は、感染が終息するまでリアルタイムに行う。

第7 患者等への情報提供と説明

1. 本指針は、当院ホームページに掲載するとともに、患者及びその家族から閲覧の求めがあった場合はこれに応じるものとする。
2. 疾病について十分な説明を行うとともに、感染防止の意義及び基本についても説明し、理解を得た上で協力を求める。

第8 感染対策地域連携の推進

1. 当院は他の医療機関と合同で定期的に院内感染対策に関するカンファレンスを行う。
2. 当院は他の医療機関から、必要時に院内感染対策に関する相談を受ける。
3. 当院は他の医療機関と連携し、相互に赴いて感染防止対策に関する評価を行い、自施設の感染防止対策を修正・改訂する。

第9 その他の医療関連感染対策の推進

1. 職員は、自らが感染源とならないよう、定期健康診断を年1回以上受診し、健康管理に留意するとともに、病院が実施するB型肝炎、インフルエンザ等ワクチンの予防接種に積極的に参加する。
2. 職員は、「医療関連感染予防対策マニュアル」に沿って、手洗いの徹底など感染対策に常に努める。
3. 「医療関連感染予防対策マニュアル」は必要に応じて見直し、改訂結果は職員に周知徹底する。

附 則

この指針は、2007年9月1日に作成し、2008年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、2012年3月31日に改訂し、同年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、2015年3月31日に改訂し、同年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、2018年3月31日に改訂し、同年4月1日から施行する。